

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年6月21日

福島県知事

内堀 雅雄 殿



提出者

住 所 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー

氏 名 DDPスペシャルティ・プロダクツ・ジャパン株式会社
代表取締役 有友 完

電話番号 03-5521-8500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	DDPスペシャルティ・プロダクツ・ジャパン株式会社 相馬工場
事業場の所在地	福島県相馬市光陽1-2-3
計画期間	令和元年～令和5年

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業・イオン交換樹脂製造業
②事業の規模	社外秘
③従業員数	55名(令和4年3月31日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥：自社内にて脱水処理の後、外部業者にて焼却処理および燃料として使用 廃油：外部業者にて焼却処理および燃料として使用 廃硫酸：外部業者にてPH処理に使用

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別表：管理体制図のとおり。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 3 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸
	排出量	12142 t	170 t	430 t
	(これまでに実施した取組) 生産工程の見直し等により、排出量の削減に努めている。 廃油に関しては、一部VOC燃焼装置の燃料として使用し排出量の削減に努めている。			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸
	排出量	10000 t	20 t	200 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も、生産工程の見直し等により排出量の削減に努める。 ただし廃酸に関しては酢酸使用バッチ（カチオン）の受注が有れば廃酸（酢酸入）が出る。製造量が多ければ廃棄廃酸の量も増える場合も有るが全く出ない年も有る。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産工程上、特別管理産業廃棄物が混合する経路はない。
③ 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産工程上、特別管理産業廃棄物が混合する経路はない。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 3 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	146 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 廃油は、一部をVOC燃焼装置の燃料として使用している。			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	150 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃油は、一部をVOC燃焼装置の燃料として使用する。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 3 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	24 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	12142 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 汚泥は、自社で脱水処理することにより、減量化を図っている。 廃油は、一部をVOC燃焼装置の燃料として使用している。				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	50 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	13000 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 脱水処理 汚泥は、自社で脱水処理することにより、減量化を図る。 廃油は、一部をVOC燃焼装置の燃料として使用する。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和 3 年度）実績】				
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸（酢酸入）		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t		
	(これまでに実施した取組) 廃酸処理は再生利用業者へ委託している。			
	【目標】			
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸（酢酸入）		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t		
	(今後実施する予定の取組) 今後も、廃酸処理は再生利用業者へ委託する。			
	【前年度（令和 3 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（酢酸入）	汚泥	廃油
	全処理委託量	430 t	12142 t	170 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	170 t
	再生利用業者への処理委託量	430 t	12142 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 廃酸処理は再生利用業者へ委託している。			

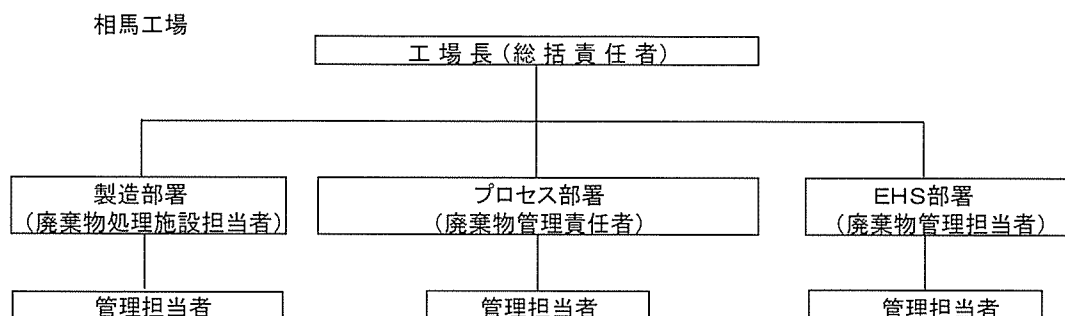
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸
	全処理委託量	10000 t	150 t	200 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	150 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	10000 t	0 t	200 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も、生産工程の見直し等により排出量の削減に努める。 ただし廃酸に関しては酢酸使用バッチ（カチオン）の受注が有れば廃酸（酢酸入）が出る。製造量が多ければ廃棄廃酸の量も増える 場合も有るが全く出ない年も有る。</p>				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	22 t		
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>現在も実施しているが、VOC 燃焼装置の燃料として廃油を使用して 廃棄物削減に努めている。</p> <p>引き続き、すべての産業廃棄物の処理に当たっては、 電子マニフェストを活用する。</p>				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別表：管理体制図

(1) 組織図



(2) 職務分担

役 割	職 務 内 容
総括責任者	所属：相馬工場 職：工場長
廃棄物管理担当者	(1)工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 (2)処理業者、再生処理業者の調査、選定及び管理委託契約の締結 (3)監督官庁への各種報告 (4)社員、関連会社に対する教育・啓発 (5)情報の収集、的確な情報を各関係部門に提供
廃棄物処理施設管理担当者	(1)産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
工場環境管理委員会	(1)廃棄物処理に関する検討 (2)廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する
廃棄物管理責任者	(1)廃棄物処理方針の策定 (2)廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 (3)廃棄物処理計画の作成(資源化、減量化、及び適正処理)
廃棄物処理委託担当者	(1)産業廃棄物マニフェスト、特別管理産業廃棄物管理表マニフェスト記録、契約書等を処理、保管

